

16 都市再生緊急整備地域の整備の推進について

(内閣府・国土交通省)

都市再生は、わが国の構造改革の一環として強力に推進する必要がありますが、京都市におきましても、都市の再生を進め、南部創造のまちづくりの推進等都市計画マスタープランに掲げる都市の活性化政策の具体化を図ることが緊急の課題となっており、平成14年10月に都市再生緊急整備地域の第2次指定として、「京都南部油小路通沿道地域（高度集積地区）」「京都駅南地域」「京都久世高田・向日寺戸地域（麒麟ビール(株)京都工場跡地地区）」の3地域が指定されたことは、本市の南部創造のまちづくり等の拠点となる地域の整備に加速をつけるものであります。

今後、都市再生基本方針や各緊急整備地域の整備方針に基づき、都市再生に資する民間事業者による良好な都市開発事業を促進するためには、民間活力を都市再生に振り向けるための事業者への金融支援措置等の積極的な活用が不可欠です。

国におかれましては、都市再生の重要性に鑑み、今後想定される都市再生事業や関連する公共施設整備等、とりわけ、京都久世高田・向日寺戸地域において設置されることとなったJR東海道本線新駅に合わせた自由通路、駅前広場、自転車等駐車場などの交通結節機能強化のための公共施設整備事業について、必要な国費の確保等に特別の御配慮を要望します。

要望事項

- 1 都市再生緊急整備地域において想定される都市再生事業や関連する公共施設整備等に必要な国費の確保
- 2 京都久世高田・向日寺戸地域におけるJR東海道本線新駅設置に合わせた交通結節機能強化のための公共施設整備事業に必要な国庫補助金等の確保

主な要望先：内閣府（都市再生本部） 国土交通省（都市・地域整備局都市再生推進室、街路課）
本件に関する連絡先：都市計画局 都市企画部 都市づくり推進課長 山本耕治 TEL075-222-3502
都市計画局 都市企画部 都市計画課長 福島健一 TEL075-222-3505
建設局 街路部 街路建設課長 河嶋敏郎 TEL075-222-3577

<参考>

都市再生緊急整備地域の指定地域

